

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法施行細則
根拠条項：第7条第9項
処分の概要：駐車許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法令の定め： 道路交通法施行細則第7条第9項
審査基準： 法令の定め尽くされている。
標準処理期間： 3日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、当該申請に係る許可を行った警察署の交通課（係）に提出してください。
問合せ先： 当該申請に係る許可を行った警察署の交通課
備考：